

調剤支払い時におけるポイント付与に関する これまでの見解の撤回について

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

いつもお世話になっております。

調剤支払い時におけるポイントの付与につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

ニュースリリース[第92号]の「調剤支払い時におけるポイント付与についての」JACSの見解は、「ポイントをつけることは適当ではなく」、「会員各社においては自粛を含めた冷静な対応をお願いします。」などについて、公正取引委員会より「独占禁止法違反につながるおそれがある。」との指摘がありましたので、いったん撤回する旨を会員に通知いたしました。

また、先のニュースリリースに、「公正取引委員会とも相談を行ない、緊急常任理事会にて次の結論に至りました。」などと、当協会の上記見解について公正取引委員会から了解を得たかのような記載がありますが、上記見解について公正取引委員会から了解を得た事実はありませんので訂正させていただきます。なお、当協会は、公正取引委員会に相談を行い、同委員会から、法令上禁止されない行為について、当協会が会員に対して自粛等を求めることは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがあるとの指摘を受けております。

なお、この調剤支払い時におけるポイント付与に関する考え方につきましては、厚生労働省と公正取引委員会に相談の上、後日、会員に連絡することといたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311

FAX. 045-474-2569